

消防法令違反対象物の 公表制度が始まりました

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用するお客さんなどが、自ら利用する建物の危険性に関する情報を事前に入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防本部のホームページにより重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

岳北消防本部では、岳北広域行政組合火災予防条例の一部が改正され、**令和2年4月1日から施行**となりました。⇒[重大な消防法令違反で公表されている防火対象物一覧](#)

公表の対象となる建物は？

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は？

公表の対象となる違反は、現在のところ、「**屋内消火栓設備**」「**スプリンクラー設備**」「**自動火災報知設備**」のいずれかが、消防法令に違反して防火対象物全体に設置されていない建物です。



屋内消火栓設備

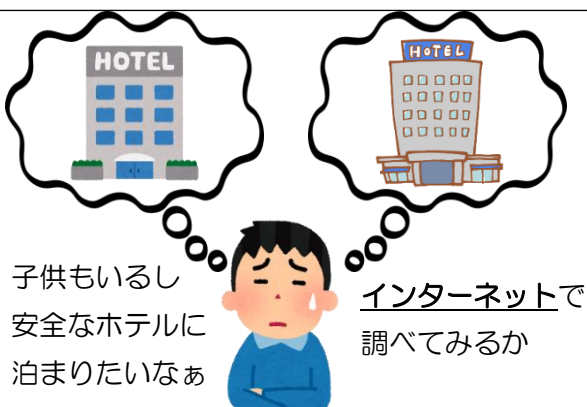


スプリンクラー設備

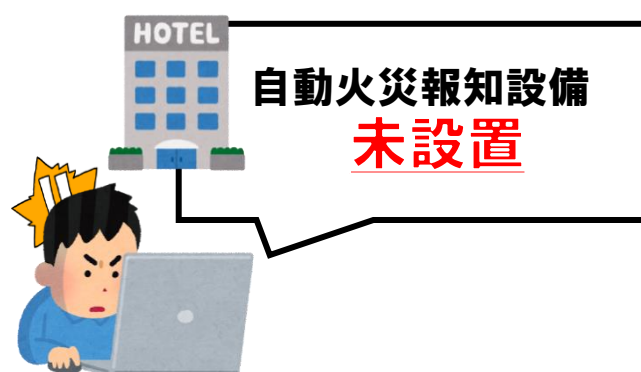


自動火災報知設備

違反対象物公表制度を活用すると・・・（利用者の立場で）



家族旅行へ行くことになり、宿泊先のホテルを探していると、料金や間取りが同じところを見つけました。
どちらも決め手がなく、ネットで調べてみると…



旅行先の地域にある消防本部のホームページに、宿泊しようか迷っていたホテルの名前があり、重大な違反事項があることを事前に知ることができました。